

大個審答申第 48 号
平成 23 年 12 月 13 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 松本 和彦

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 1 月 19 日付け大情第 238 号等別表 1 から別表 3 の（あ）欄に記載の各諮問書により諮問のありました 3 件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市交通局長（以下「実施機関」という。）が行った別表 1 から別表 3 の（い）欄に記載の各決定（以下各々「本件決定 1」、「本件決定 2」及び「本件決定 3」といい、これらを総称して「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求

審査請求人は、別表 1 から別表 3 の（う）欄に記載の各請求日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 36 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 から別表 3 の（え）欄に記載の各利用停止請求（以下各々「本件請求 1」、「本件請求 2」及び「本件請求 3」といい、これらを総称して「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求に係る保有個人情報として、別表 1 から別表 3 の（お）欄に記載の各情報を特定した上で、利用停止を行わない理由を別表 1 から別表 3 の（か）欄に記載のとおり付して、条例第 40 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表 1 から別表 3 の（く）欄に記載の各審査請求日に、本件各決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条第 1 項第 1 号に基づく審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件各請求に係る保有個人情報について

(1) 本件請求 1 に係る保有個人情報について

本件請求 1 に係る保有個人情報は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。）に基づき実施機関が保有する事業用自動車について

自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の契約が締結されているところ、当該保険契約の相手方である保険会社の依頼により損害調査（自動車事故による人身損害についての支払金及び示談成立の有無、その他事故状況や事故に関する被保険者の意見など）の照会を行った損害保険料率算出機構（以下「機構」という。）に対して、実施機関が提出した回答書における別紙「事故概要と経緯」の記載内容の一部である。

自賠法では、自動車事故による人身損害の被害者は保険会社に対し治療費等の損害賠償額を請求することができる（第16条第1項）、請求を受けた保険会社は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号。以下「施行令」という。）第4条第1項の規定に基づき、自賠責保険の被保険者（自動車の所有者等で、本件では実施機関がそれに当たる。）の意見を求めるものとされており、この被保険者の意見聴取は、機構が保険会社からの依頼を受けて公正かつ中立的な立場で行っている。

審査請求人は、実施機関から利用目的等を告げられず、実施機関が得た個人情報を勝手に第三者に提供したと主張しているが、そもそも事故の概要を記録することは法令に基づいたものであり本人からの収集は要件でない上、当該情報は、本人からの聴き取りを中心としてドライブレコーダーの本人映像などから収集していることから、条例第6条第1項及び第3項ただし書第1号に該当しているため違反しておらず、回答書の提出についても、法令に基づき行っているものであり、条例第10条第1項ただし書第1号に該当していることから違反していない。

(2) 本件請求2及び3の各請求に係る保有個人情報について

本件請求2及び3の各請求に係る保有個人情報は、実施機関が旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第26条の2及び通達「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」（平成元年3月29日付け地車第45号 地備第58号。以下「国土交通省通達」という。）第1の4の各規定に基づき作成した事故報告書の記載内容の一部である。

事業用自動車に係る事故が発生した場合、運輸規則第26条の2の規定に基づき、被害者の氏名や事故の概要等を記録しなければならないとされている。

なお、人身損害が発生した場合には、国土交通省通達により、損害の程度を医師の診断結果に基づき記入するため、被害者に診断書の提出を依頼している。

また、自賠責保険では、普通保険約款第7条第1項の規定により、被保険者は事故の状況のほか被害者の住所、氏名、年齢及び職業を保険会社に通知することとされている。

以上のことから、実施機関では事故の状況や被害者の住所、氏名、年齢及び職業などを記載し、また、人身損害があった場合には被害者の診断書を添付した上で事故報告書を作成している。

事故報告書の作成に当たっては、事故の概要や原因などを把握するために実施機関の職員2名が必要に応じて当事者等に聴き取りを行っており、また、事故に関して連絡を行う場合があることを説明した上で本人から個人情報を収集しており、審査請求人の診断書についても負傷の申告があった場合に必要であることを説明した上で本人から収集していることから、条例第6条第3項及び第7条第1項に違反していない。

2 結論

以上の理由により、実施機関が行った本件各決定は条例第 40 条第 2 項による公正妥当なものであり、本件各審査請求は理由がないものと思料する。

第 4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件各請求を不承認とした理由に納得できないため、本件各決定の取り消し（利用停止）を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件決定 1 に対する反論

ア 平成 22 年 10 月 28 日付け事故概要と経緯についての別紙について、個人名を特定した上で個人の行動内容までわかる部分を含め第三者へ提供しているのに、個人としてはまったく利用目的を告げられず、利用されていることに納得できない。

イ 実施機関は、本件請求 1 を不承認とした理由を「条例第 6 条第 1 項に該当しているため」と主張するが、法令では適正かつ公正な手段により収集しなければならないとなっていて、まったく適正かつ公正な手段により収集されておらず、不正なもので弁明にならない。かつ運輸規則第 26 条の 2 とは、事故の記録規定であり、回答書とはまったく関係ない規定であり弁明にはあたらない。

(2) 本件決定 2 に対する反論

ア 不承認としての理由の中で、本人に目的を明示、本人に事故に関して連絡を行う場合があることの説明、本人の同意を得た上で聴き取りを行ったとなっているが、そのような説明をまったく審査請求人は受けていない。

イ 実施機関は、本件請求 2 を不承認とした理由を「実施機関の職員 2 名が必要に応じて当事者等に聴き取りを行っており」と主張するが、実施機関の職員との会話のほとんどが雑談（バスの運転手は大変だとか、自転車は危ないとか、私〔交通局職員〕は元バス運転手で現在別の担当をしている等々）であったと記憶しており、事実とは違っており、かつ実施機関の職員の 1 名はほとんど話もせず、審査請求人の負傷した体のことも全然気づかしてもらえなかった。実施機関の職員 2 名は自分たちのことばかりを考えている様子だった。

ウ また、運輸規則第 26 条の 2 とあるが、そもそも審査請求人を被害者と認めていない。かつ「事故の概要や原因などを把握するため、また事故に関して連絡を行う場合があることを説明した上」との主張はまったく事実無根で、実施機関の職員 2 名から説明はなかった。よって、弁明にはあたらない。

(3) 本件決定 3 に対する反論

ア 利用停止を行わない理由の中で、本人の同意を得た上で収集しているということだが、審査請求人は同意しておらず、その旨現場よりずっと主張している。

イ 実施機関は、本件請求 3 を不承認とした理由の中で「被害者氏名、人身損害」という文言を使用しているが、そもそも大阪市交通局は、事故当時乗客の 1 人であった審査請求人をバス事故とは無関係であると考えることにより、審査請求人

に対して被害者・人身損害として全然対応していない（治療費、診断書代、病院通院交通費、バス事故当日の自宅までの交通費等も全然支払ってくれない。）。
ウ また、「本件に係る個人情報…必要であることを説明し本人から収集している。」との主張についても、まったく事実無根で説明はなかったし、乗客への対応としての言動は交通局職員には感じられず、自分たちのことばかりを気にしている様子だった。よって弁明にはあたらない。

- (4) 条例では、個人情報を「適正かつ公正な手段で収集しなければならない」とあるが、本件では適正かつ公正な手段で収集されておらず、かつ交通局の弁明の前提は虚偽である。

また、実施機関は、国土交通省通達に基づき、今回事故報告書作成のため個人情報（診断書）を収集したとしているが、自ら近畿運輸局に確認したところ、大阪市交通局の弁明は近畿運輸局が意図していないことで、あくまで提出は任意であり、拒否してもよいということになっていた。

診断書の提出は、自分にメリットがなく、任意提出であるにもかかわらず、搬送された病院において実施機関の職員から提出を強く求められ、拒絶したにもかかわらず、警察から言われたらしく、提出するまで実施機関の職員は帰らなかった。

- (5) 実施機関は、「本件審査請求は理由がないものと思料する」と主張するが、審査請求することは法令で認められており、そのこと自体を否定する文章・考え方であって、法令の趣旨をまったく無視した弁明であり民主主義を否定するものである。

また、本来乗客の個人情報関係業務については、率先して守っていく立場の大阪市交通局が、公的機関としての使命・役割よりも事故を起こした上に自分たちの立場だけを守ろうとする弁明に強く反論する。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 実施機関が本件各請求に係る保有個人情報として特定した情報について

当審議会が、本件各請求に係る保有個人情報として実施機関が特定した情報を見分したところ、次のとおりである。

実施機関が本件請求1に係る保有個人情報として特定した情報は、平成22年9月22日に発生した市バス事故（以下「本件事故」という。）に関する同年10月26日付けの機構から実施機関への照会に対し、同月28日付けで実施機関が作成した回答書に添付された別紙「事故概要と経緯」の「2 経緯」欄に記載された、本件事故における車両の損害状況、ドライブレコーダーの映像内容、審査請求人への申し入れ内容及び審査請求人の対応状況（以下「本件情報1」という。）である。

また、実施機関が本件請求2及び本件請求3に係る保有個人情報として特定した情

報は、本件事故に係る局内部での報告書に記載された審査請求人の主張、年齢、職業及び電話番号（以下「本件情報2」という。）、並びに本人の診断書に記載された情報（以下「本件情報3」という。）である。

3 争点

実施機関は、本件情報1については、本人からの聴き取りを中心に収集しており、条例第6条第1項及び第3項ただし書第1号に該当していることから不適法な収集には当たらず、第10条第1項の規定にも違反して提供していないとの理由で、また、本件情報2及び本件情報3の各情報については、条例第6条第3項及び第7条第1項の規定に違反して収集していないことを理由に本件各決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件各決定を取り消し、利用の停止を求めるとして争っている。

したがって、本件各審査請求における争点は、実施機関における本件情報1の条例第6条第1項、第3項及び第10条第1項の違背の有無、並びに本件情報2及び本件情報3の条例第6条第3項及び第7条第1項の違背の有無である。

4 利用停止の要否（条例第36条第1項第1号該当性）について

(1) 条例第36条第1項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の利用停止を請求することができるとともに、利用停止請求の要件を定めている。そのうち、同項第1号は、自己に関する個人情報の違法収集、自己に関する保有個人情報の事務の目的を超えた保有及び利用について、当該保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障することを明らかにしたものである。

自己に関する個人情報の違法収集とは、適正かつ公正な手段による収集の規定（条例第6条第1項）、思想、信条その他の個人情報の原則収集の禁止の規定（同条第2項）、本人収集の原則の規定（同条第3項）に違反して個人情報を収集している場合や、事務の目的の明示（第7条第1項）を怠って個人情報を収集している場合をいう。また、自己に関する保有個人情報の事務の目的を超えた保有及び利用とは、条例第10条第1項が許容する限度を超えて事務の目的以外の目的で当該保有個人情報を利用している場合や、条例第13条第3項の規定に違反して、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて当該保有個人情報を保有している場合をいう。

(2) 収集の適法性について

ア 条例第6条第1項違背について

(ア) 実施機関は、審査請求人の「利用目的を告げられずに個人情報が利用されている」との主張に対し、本件情報1の利用停止を行わない理由として当初決定時には付していなかった理由として条例第6条第1項を弁明書において追加している。また、審査請求人は、実施機関の弁明に対し、個人情報が適正かつ公正な手段により収集されていないとも主張している。そこで、初めに審査請求人が個人情報の収集に当たって事務の目的の明示がなく、適正かつ公正な手段でないとする主張について、同項の規定に対する違背の有無について検討する。

(イ) 本項は、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的（以下「事務の目

的」という。)の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。」と規定している。

- (ウ) 当審議会が実施機関に確認したところ、本件情報1の収集に当たっては、実施機関のバス事故班の職員が本件事故処理に向かうなど、口頭で審査請求人から直接個人情報を収集したとのことであり、また、本件事故発生時の状況についてはドライブレコーダーという手段によって本人映像を取得したとのことである。条例では、実施機関が個人情報を収集する際に、原則として、あらかじめ本人に対して当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならないのは、本人から直接書面に記録された個人情報を収集しようとする場合(条例第7条第1項)に限られており、口頭等で本人から直接個人情報を収集する場合には、あらかじめ審査請求人に当該個人情報に係る事務の目的を明示する必要はなかったと解される。
- (エ) また、審査請求人は、実施機関が審査請求人の個人情報を収集する際、適正かつ公正な手段でなされていないと主張しているが、それに該当する場合は、法令に違反して(例えば、暴行、脅迫等の手段により)収集し、又は、社会通念に照らして是認できない手段で収集している場合を指すと解される。
- (オ) ここで実施機関は、事業用自動車に係る事故で人身損害が発生した場合には国土交通省通達により、損害の程度を医師の診断結果に基づき記入するため、被害者に診断書の提出を依頼していると主張している。これに対し、審査請求人は、自ら近畿運輸局に確認したところ、実施機関の弁明は同局が意図していないことで、診断書の提出はあくまで任意であり、拒否してもよいとのことであつた旨主張している。
- 当審議会が、近畿運輸局自動車技術安全部保安・環境課に確認したところ、実施機関が主張する国土交通省通達第1の4にある「『損害の程度』は、当該事故があつたときの医師の診断結果に基づき記入することを原則とする」とは、例えば医師の診断時に同席して診断結果を聞き記入することでも足り、診断書の提出を拒む方に対して強制的に提出せよとまでは言えないとのことであつた。
- (カ) そこで、実施機関が審査請求人の個人情報を収集する際、適正かつ公正な手段でなされた否かを判断するに当たり、実施機関に対し当時の状況説明を求めたところ、本件事故当日、実施機関の担当職員が審査請求人の搬送された病院に到着した時には、既に審査請求人が病院へ診断書の発行の依頼をしていたとのことであり、レントゲン撮影後の再診察の後、当該職員が「診断書が出たら、警察に届け出なければならない。」「事故報告書を作成するために、診断書のコピーをいただきたい。」として診断書の写しを求めたとのことである。この間のやり取りについては、審査請求人を自宅まで送る旨提案したタイミングを含め、実施機関には具体的な記録が残されている。
- (キ) 上記第4の2(4)に記載のとおり、審査請求人は「実施機関の職員から(診断書の)提出を強く求められ、拒絶したにもかかわらず」と主張しているが、上記(カ)の状況に加えて、実施機関が作成している「交通事故処理等の手引(以下「手引」という。)」の5ページにある「(7)有傷事故の処理手順としては所轄署へ届け出、次に治療後の診断書を受領するに当たり、住所、氏名等を確認

の上コピーを頂き…」といった記述等を考慮すると、審査請求人に納得できない部分が残っていたとしても、審査請求人があらかじめ請求していた診断書の写しを実施機関が求めた際には、診断書の使用目的を認識していたことに疑問の余地はなく、強要により提出させたとの推察は困難である。したがって、実施機関が審査請求人の個人情報を収集する際、法令等に違反して収集し、又は、社会通念に照らして是認できない手段で収集しているとまでは認められない。

イ 条例第6条第3項違背について

(ア) 本項は、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定し、同項ただし書で「法令等に定めがあるとき」(第1号)をはじめ本人以外の者から収集することができる場合を限定的に列挙している。

(イ) 本件情報1について

A 本件事故における車両の損害状況に係る情報

当該情報は、実施機関が保有する市バス車両と駐車車両との接触事故における双方の損害状況を記載したものであり、審査請求人の個人情報でないことは明らかである。

B 上記Aを除く各情報

(A) 当審議会が実施機関に確認したところ、当該各情報のうち、審査請求人が大阪簡易裁判所に調停申立てを行ったとする情報は、大阪簡易裁判所から調停の相手方としての実施機関に送付された平成22年10月18日付け調停期日呼出状に記載された情報から収集したものであり、また、当該情報以外の各情報は、上記ア(ウ)に記載のとおり、実施機関が審査請求人から直接収集したドライブレコーダーに残された映像や審査請求人から直接聴き取りを行い収集した情報であるとのことである。

(B) ここで、上記第4の2(1)イに記載のとおり、審査請求人は、運輸規則第26条の2は事故の記録規定であり、回答書とはまったく無関係であると主張しているが、上記第3の1(1)に記載のとおり、実施機関は、回答書の作成等に当たって個人情報を収集する根拠として、施行令第4条第1項に言及している。

本件は、審査請求人の自賠責保険の請求を契機に、同規定を根拠として機構を通じて被保険者たる実施機関に損害調査の照会が寄せられたものであり、当審議会において機構からの照会文書を見分したところ、当該請求や事故状況について被保険者の意見を求める項目も認められる。その応答として、本件情報1が作成されたことは明らかであり、法令に基づく当該照会に対して、本件事故に対する実施機関としての認識を正確に表明し、記述する上で有意であると考え個人情報を実施機関が限定的に別途収集・保有等することは、当該法令の趣旨から逸脱しているとまでは認められない。

(C) ところで、運輸規則第26条の2では、「旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存

しなければならない。」と規定され、記録を要する項目として、事故の当事者の氏名や（損害の程度を含む）事故の概要を含む8項目が列挙されている。また、当審議会において国土交通省通達を確認したところ、自動車事故報告書の記入等の取扱いについて、用語の定義を含め、具体的かつ詳細に定められている。

- (D) 一方、上述のとおり、実施機関では、手引を作成しており、手引には事故処理に当たる職員の心構えや対応の仕方などが詳細に記載されている。手引の1ページにある「1 事故処理の心構え、及び物損事故の取扱い、その他」では、「(2) 本車側、相手側の過失の有無に拘わらず、現場へ到着したときは、出来るだけ丁寧に…挨拶をして相手の住所、氏名、電話番号等を早く聴き取る。」とされ、また、4ページの「3 人身傷害事故の扱い」では、「(3) 救急車で該者が病院へ搬送されている場合…該者から事情聴取可能なときは実行する。」と事故当事者に係る基本情報の早期聴取の必要性が強調されている。
- (E) また、ドライブレコーダーという手段を通じての映像の収集は、実施機関も主張するとおり、本人からの直接収集であると認められる。
- (F) 上記(C)乃至(E)から、実施機関では、運輸規則や国土交通省通達、手引に基づき、事故が発生した場合には、事故の概要や原因の把握をはじめ事故処理に必要な情報について、常日頃から事故の当事者等に聴き取りを行っていたものと認められる。よって、本件事故においても、回答書の照会とその応答は施行令第4条第1項に基づくものであり、当該各情報は、審査請求人からの直接収集を中心に処理したとする実施機関の主張には特段、不自然不合理な点は認められない。

(ウ) 本件情報2及び3について

実施機関によると、審査請求人の搬送先病院において、事故に関して連絡を行う場合があることを説明した上で審査請求人から個人情報収集し、診断書についても負傷の申告があった場合に必要であることを説明した上で本人から収集したと主張している。

一方、審査請求人は、上記第4の2(2)及び(3)に記載のとおり、本件情報2については、本人に事故に関して連絡を行う場合があることの説明、本人の同意を得た上で聴き取りを行ったとなっているが、そのような説明をまったく受けておらず、本件情報3についても、交通局の弁明の前提は虚偽であると主張している。

上記(イ)B(F)で述べたとおり、実施機関では、事故の当事者等に聴き取りを行うに当たっては手引に基づく手順があり、手引に基づき対応が行われていたものと認められる。実施機関によれば、上記ア(カ)に記載のとおり、本件事故当日、バス事故班が搬送先の病院に到着し、事故の概要や氏名等の情報について審査請求人から聴取し、連絡先の確認を行った際には、既に審査請求人は診断書の発行を病院側に依頼していたとのことであり、再度の診察後、その写しを求めた際にも、「事故報告書を作成するために」と必要性を説明し、自宅まで送るとの提案も行ったとのことであるが、この点、少なくとも実施機関が審査請求人から直接当該各情報を収集したことを審査請求人は否定していない。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)から、実施機関が本項に違反して個人情報を収集したとは認められない。

ウ 条例第7条第1項違背について

(ア) 本項は、「実施機関は、前条第3項の規定により本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、…あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならない。」と規定している。

(イ) 本件情報2について

当該情報は、実施機関が作成した本件事故に係る局内部での報告書に記載された情報であり、審査請求人本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集したものではないことが認められる。

(ウ) 本件情報3について

A 当該情報は、診断書に記載された個人情報である。上記ア(ウ)でも言及したとおり、実施機関が「人身損害が発生した場合には、国土交通省通達により、損害の程度を医師の診断結果に基づき記入するため、被害者に診断書の提出を依頼している。」と主張していることから、当審議会において国土交通省通達を確認したところ、「第1 報告書の記入 4 損害の程度」において、当該主張内容が確認できた。一方、実施機関の事故報告書様式には、当該報告書の「当局」欄及び「相手側」欄があり、それぞれに「傷病名」、「病院名」及び「治療日数」の各欄が設けられている。そして、「相手側」欄にのみ「病院名」欄と「治療日数」の間に「添付書類」欄が設けられている。さらに、上記ア(キ)に記載のとおり、実施機関は、事故処理に当たって、事故の相手側に対し、医師の診断書の写しの提供を求め、事故報告書に添付していたと認められ、本件事故においても、審査請求人に対し、手引に沿った対応が行われたと推察される。

B 上記Aに加え、上記ア(エ)乃至(キ)の状況を踏まえると、本件情報3については、審査請求人が既に請求していた診断書の写しの提供を、実施機関は手引に従った形で依頼し、取得したと認められることから、利用目的の明示に係る実施機関の主張には特段、不自然不合理な点は見当たらない。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)から、実施機関が本項に違反して個人情報を収集したとは認められない。

エ 上記ア乃至ウから、本件各情報は、実施機関が適正に収集したものであると判断する。

(3) 提供の適法性について

条例第10条第1項違背について

(ア) 本項は、「実施機関は、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。」と規定し、例外的に、実施機関が事務の目的以外の目的で保有個人情報を利用すること及び当該実施機関以外のものに提供すること（以下「事務目的外の利用・提供」という。）が認められる場合として、同項ただし書として第1号から第5号までを列挙しており、第1号では、「法令等に定めがあるとき」と規定している。

(イ) 本件情報1について

A 実施機関は、施行令第4条第1項で、自賠責保険の被保険者の意見を求めるものとされていることから、事務目的外の提供が認められる場合として規定されている条例第10条第1項ただし書第1号「法令等の定めがあるとき」に該当していることから条例に違反していないと主張している。

一方、審査請求人は、個人名を特定した上で個人の行動内容までわかる部分を含め第三者へ提供しているため、個人としてはまったく利用目的を告げられず、利用されていることに納得できないと主張している。

B 条例第10条第1項ただし書第1号の「法令等が定めるとき」とは、保有個人情報事務目的外の利用・提供が法令等の規定に明文で定められている場合のほか、法令等の規定の趣旨、目的からみて、保有個人情報の事務目的外の利用・提供ができると解される場合を含むものである。

C ところで、自賠法が制定された目的は、同法第1条で「この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資すること」と規定している。自賠法の目的を実施するために制定された施行令における第4条第1項の規定もまた、自賠法の制定目的を踏まえたものであると解しうるところ、機構が実施機関に対し行った照会は、自動車の運行による被害者又はその可能性がある者の事故に関連する情報を出来る限り公正な判断に資する形で回答することを求めたものであると解することができる。

D 上記B及びCを踏まえると、実施機関が審査請求人の対応状況を含む当該情報を機構に回答するに当たって、本項に違反して個人情報を提供したとは認められない。また、条例では、保有個人情報の事務目的外の利用・提供をする場合、本人に対してその旨を通知することまでは求められていない。

したがって、本件情報1は、実施機関が適法に提供したものであると判断する。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成 22 年度諮問受理第 13～15 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 1 月 19 日 平成 23 年 1 月 24 日	諮問
平成 23 年 4 月 15 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 5 月 19 日	諮問の報告及び実施機関からの意見、説明の聴取
平成 23 年 6 月 30 日	不服申立人意見陳述
平成 23 年 8 月 18 日	審議 (答申案)
平成 23 年 9 月 15 日	審議 (答申案)
平成 23 年 10 月 20 日	審議 (答申案)
平成 23 年 11 月 17 日	審議 (答申案)

別表1 本件請求1に対して、実施機関が行った利用停止不承認決定について

(あ)	諮問	平成23年1月19日付け大情第238号(平成22年度 諮問受理第13号)
(い)	決定	平成23年1月5日付け大交自第681号による利用停止不承認決定 【本件決定1】
(う)	請求日	平成22年12月6日
(え)	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	交通局作成の事故について(H22.9/22 14:00 高井田バス停よこ市バス事故)の回答書(添付書類)(損保保険料算出機構内大阪第一事故調査事務所提出分)の審査請求人についての別紙文章 【本件請求1】
(お)	利用停止請求に係る保有個人情報	損害保険料率算出機構大阪第一自賠責損害調査事務所への回答書(平成22年9月22日、大阪市東成区深江南3丁目22番9号先で発生した事故に関する損害調査)における別紙「事故概要と経緯」の一部 【本件情報1】
(か)	利用停止を行わない理由	<p>当局では、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、運輸規則第26条の2に基づき、事故の概要等を記録している。</p> <p>また、自動車事故による人身損害について自賠責保険に請求が行われた場合、施行令第4条第1項に基づき、機構から被保険者に対し損害調査の照会が行われるが、同機構では、事故発生の状況、支払の的確性(自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害と事故の因果関係など)及び発生した損害の額などを公正かつ中立な立場で調査を行うこととされており、当局としても同機構に事故状況を正しく把握してもらう必要があることから、回答書を提出している。</p> <p>以上のことから、本件に係る個人情報の収集については、運輸規則第26条の2及び施行令第4条第1項の定めにより、条例第6条第3項ただし書第1号に該当するため違反していない。</p> <p>また、外部提供については、施行令第4条第1項の定めにより、同条例第10条第1項ただし書第1号に該当するため違反していない。</p>
(き)	担当	交通局 運輸計画担当
(く)	審査請求日	平成23年1月7日

別表2 本件請求2に対して、実施機関が行った利用停止不承認決定について

(あ)	諮問	平成23年1月19日付け大情第241号(平成22年度 諮問受理第14号)
(い)	決定	平成23年1月13日付け大交自第693号による利用停止不承認決定 【本件決定2】
(う)	請求日	平成22年12月14日
(え)	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	㊸請求者にかかる事故報告書(H22.9/22高井田バス停よこ大阪市営バス事故)(別紙) 【本件請求2】
(お)	利用停止請求に係る保有個人情報	事故報告書(平成22年9月22日、大阪市東成区深江南3丁目22番9号先で発生分)における該㊸の発言内容 【本件情報2】
(か)	利用停止を行わない理由	<p>当局では、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、運輸規則第26条の2に基づき、事故の概要等を記録する必要があることから「事故報告書」を作成している。</p> <p>「事故報告書」の作成に当たっては、必要に応じ当事者等に聞き取りを行っており、事故の概要や原因などを把握するため、また、事故に関して連絡を行う場合があることを説明し、本人の同意を得た上で聞き取りを行っている。</p> <p>以上のことから、本件に係る個人情報の収集については、目的を明示した上で口頭により本人から直接行っているため、条例第6条第3項及び第7条第1項に違反していない。</p>
(き)	担当	交通局 運輸計画担当
(く)	審査請求日	平成23年1月17日

別表3 本件請求3に対して、実施機関が行った利用停止不承認決定について

(あ)	諮問	平成23年1月24日付け大情第248号(平成22年度 諮問受理第15号)
(い)	決定	平成23年1月19日付け大交自第701号による利用停止不承認決定 【本件決定3】
(う)	請求日	平成22年12月20日
(え)	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	事故報告書(9/22、9/24)×2枚における本人の年齢、職業、TEL番号及び診断書 【本件請求3】
(お)	利用停止請求に係る保有個人情報	事故報告書(平成22年9月22日、大阪市東成区深江南3丁目22番9号先で発生分)における本人の年齢、職業、電話番号及び診断書 【本件情報3】
(か)	利用停止を行わない理由	<p>当局では、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、運輸規則第26条の2に基づき、事故の概要等を記録する必要があることから「事故報告書」を作成している。</p> <p>「事故報告書」の作成に当たっては、必要に応じ当事者等に聞き取りを行っており、年齢、職業、電話番号の収集については、事故の概要や原因などを把握するため、また、事故に関して連絡を行う場合があることを説明し、本人の同意を得た上で行っている。</p> <p>診断書については、負傷の申告があった場合において、事故の概要の把握に必要であることを説明し、本人の同意を得た上でその写しを収集している。</p> <p>以上のことから、本件に係る個人情報の収集については、目的を明示した上で本人から直接行っているため、条例第6条第3項及び第7条第1項に違反していない。</p>
(き)	担当	交通局 運輸計画担当
(く)	審査請求日	平成23年1月21日